



監査の品質に関する報告書



監査品質に関する報告書

I	法人概要	2
II	経営理念・目標及び行動指針	4
III	品質管理基盤.....	6
IV	人的基盤	9
V	IT 基盤.....	10
VI	財務基盤	11
VII	国際基盤	12
VIII	監査法人のガバナンスコードの対応状況	13

I 法人概要

1 当法人の特色と監査品質向上に向けた取組み

当法人は会計監査を主たる業務としております。金融商品取引法、会社法に基づく監査のほか労働組合、公益法人、学校法人等も対象としています。また、株式公開支援事業についても積極的に取り組んでいく予定です。

監査を行うにあたり、監査品質の向上が大変重要なものとなっております。

このため、当社での継続的な品質管理への取組みは欠かせないものとなっております。当法人は大きな事務所ではありませんが、社会性、公共性を重視し、また貢献するよう監査品質向上を極めて重視して継続的に対応しているところであります。

2 沿革

1950年8月	公認会計士浜本貞芳が公認会計士浜本貞芳事務所を大阪市に開設
1965年7月	同事務所の職員であった大矢正和、稲葉竜夫及び坪田亘の3名が公認会計士大矢・稲葉・坪田共同事務所を設立、故浜本貞芳の監査業務を継承
1969年4月	事務所名称を公認会計士大矢協同事務所に変更
1975年4月	協立監査法人を設立、上記事務所業務を継承
2022年4月	神明監査法人と合併し、協立神明監査法人に名称変更
2024年7月	協立監査法人に名称変更

3 事務所所在地、メールアドレス、電話等

□大阪事務所(主たる事務所)

〒541-0048 大阪府中央区瓦町3丁目4番8号 アサヒビル6F

TEL 06-6204-1961 FAX 06-6204-1962

E-mail: info-osaka@k-a-c.or.jp

URL <https://www.k-a-c.or.jp>

□東京事務所

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2丁目24-5-301

TEL 03-5907-3681 FAX 03-5907-3682

E-mail: info-tokyo@k-a-c.or.jp

□神戸事務所

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 8 番神港ビル

TEL 078-321-3329 FAX 078-321-3729

E-mail: info-kobe@k-a-c.or.jp

Ⅱ 経営理念・目標及び行動指針

1 経営理念

社会的責任を果たし、財務情報の信頼性の付与を通じて企業支援を行っていきます。

2 経営目標及び行動指針

高品質・プロフェッショナルかつリーズナブルなサービスを誠実に信頼を得られるようクライアント及び社会に提供することを目標とし、監査するにあたっては、品質管理を最優先とすることを行動指針としています。又、私たちの事務所はメンバーシップとして、又職業的専門家としての自由な発想・発言を大切にしております。決して保守的・硬直的な考え方を持たないように心掛けております。また各会議では自由闊達な議論を通じてお互いの知見を高めるようにしています。

フクロウは森の番人と言われています。暗闇の中でも良く見える目をもち、ターゲットを逃さないと言われています。当事務所の目標・スローガンは監査業界のフクロウ「会計の番人」です。

3 組織図

別途記載のとおり

4 ガバナンス体制

法人の経営機関、評価機関を担っているのは理事会であります。理事会は代表社員により構成され、経営執行を行う理事と評価監督を業務とする監事で構成されています。理事会の上位に位置するのが社員会であり、理事会及び理事長の行動規範を監視するガバナンス体制をとっております。社員会は、出資者である社員により構成されており、当法人にとって重要事項を決定する機関となっております。社員会は一般事業を行っている株式会社における株主総会に該当するものです。株主総会と大きく相違する点は、社員は出資者であると同時に、監査業務の執行者であるという点です。社員会規程により社員会で決定する重要事項が定められておりますが、社員会は理事会の運営を監視する組織としても効果のあるものとして位置付けられています。事務所全体の品質管理体制、個別監査業務の品質担保するため品質管理部を設置しております。また、品質管理担当責任者については一定の監査業務の制限を行っています。

5 理事会

経営執行を行う理事及びその代表である理事長と、評価、監督機関を担う監事により構成され、定期的に毎月1回のほか臨時で開催されます。

6 社員会

社員全員で構成される最高意思決定機関であり、定時（毎年5月）、定例（年2回）、臨時で開催されます。

Ⅲ 品質管理基盤

1 品質管理システムの概要

当法人は、「監査に関する品質管理基準」等に準拠して品質管理規程等を定め、契約の新規の締結及び更新、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、審査等に至る品質管理に関する方針及び手続を定めて、品質管理のシステムを整備し、運用しております。品質管理のシステムに関する最終的な責任を理事長が負うとともに、監査の品質管理規程に係る業務を統括する機関として品質管理部を設置、整備及び運用する責任を持つ体制を構築しております。

2 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

公認会計士法及びその関係法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に準拠して、「職業倫理の遵守に関する方針及び手続」並びに「独立性の保持のための方針及び手続」を定め、専門要員にその遵守を求めるとともに、研修を通じてその周知・徹底を図っております。監査責任者及び主査等の専門要員のローテーションについては、継続関与期間の規制及び当法人の専門要員のローテーションに関する規則に基づいてローテーションを実施しております。主要な同一関与先に対する監査責任者の継続関与期間は、最長7会計期間、及び主査等の専門要員が大会社等について継続して担当する期間は最長10会計期間として、これを超えて監査業務を行えないこととなっております。インサイダー取引防止規程等を設けるとともに、研修等を通じてインサイダー取引防止の周知徹底を行っています。

3 監査契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結については、品質管理部及び審査担当予定者における受嘱の可否の検討の後、理事会の審議・承認を経て決定します。受嘱の可否の判断に際しては、監査業務の目的・種類・範囲等、被監査会社等の事業内容・経営者の誠実性、事業リスク（不正リスクを含む。）等を検討しております。

4 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人の経営方針及び十分な監査時間を確保できる体制を構築するため、必要に応じて専門要員を採用しております。また、専門要員の知見のレベルアップを図るべく事務所研修を毎月開催するようにしています。専門要員に対して日本公認会計士協会継続的専門能力開発制度（CPD）のプログラム履修を義務付け、品質管理部においてCPD履修状況のモニタリン

グ管理を行っております。専門要員の評価、報酬及び昇進等は、品質管理を重視して定めた方針及び手続により実施しております。監査チームの編成に際して、監査責任者及び主査等の専門要員については、その能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮して理事会の決議により選任しております。また、監査責任者等は、監査対象会社の業種・規模等を考慮して監査チームを編成しております。監査責任者等の選任及び監査チームの編成に際しては、監査業務の遂行に必要な能力、経験等を踏まえて一定の監査品質を確保できるように決定しております。研修においては不正リスクに関する項目を必ず提供するようにしております。

5 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

受嘱から監査計画の立案、監査業務の実施、監査報告書の発行、監査調書の保管に至るまで、監査業務の品質が合理的に確保するように遂行される必要があります。そのため、受嘱から、監査調書としての記録及び管理・保存の方法等まで適切に行うための方針及び手続を定めております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

監査チームが直面する会計上、監査上の判断が困難な事項などについての専門的な見解の問い合わせについては必要な場合及びその手続きについて事務所内で定めた方法により運用しております。

(3) 審査の方針及び手続

審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、当該監査業務に直接関与するメンバーとは独立した審査員が業務に係る審査を客観的に実施するものであります。金融商品取引法対象会社、会社法における会計監査人設置会社その他法定監査が必要な会社等については、コンカリングレビューパートナーによる審査を実施しております。

(4) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理については、監査報告書の発行後、一定の期限内に完了すべきことを規程に定めて運用しております。監査調書の管理・保存についても、監査の品質管理規程に従って、機密性や安全性に留意して適切に実施しております。

(5) 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定めております。監査責任者は、適切なメンバーの選定をはじめ、監査業務を監督するとともに監査調書を査閲する責任を負っております。不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて専門的な見解の問合せを行い、入手した見解を検討することとしております。不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査員に報告し、まず不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査チームの判断について評価します。そして、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、専門家への問い合わせも含めてリスク対応手続の妥当性等を検討します。

6 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質に関する方針及び手続の監視のプロセス

理事会における監事が当法人の品質管理のシステムを監視しており、品質管理部において個々の監査業務の品質管理の実施状況を日常的に確認するとともに定期的に実施状況の点検を行っております。

7 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について、監査人交代に伴う監査事務所間の引継に関する方針及び手続に従い、実施しております。

8 共同監査の方針及び手続

当法人は共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものかどうかを監査契約の新規締結及び更新の際並びに必要なに応じて監査業務の実施過程において確かめることにしています。

IV 人的基盤

1 人的基盤の基本的考え方

当法人は会計監査を主たる業務としているため、所属する従事者は公認会計士が中心となっております。公認会計士という職業自体が自ら独立開業が可能であり、また、各自のスキル向上にも役立つと判断しており、監査業務に支障のない限り兼業も認めております。しかしながら、監査法人として監査業務のサステナビリティを確保する観点からは、人的基盤の確保は重要な課題となっています。このような環境にあって、監査を中心的業務としている当社は、監査業務を通じて地域経済に貢献し、社会性、公共性の役割を果たしながらも、職場として自由闊達に議論し、コミュニケーションを保ち、楽しく生きがいを感じる職場にしたいと思っており、そのような人材を求めています。

2 採用

社員・職員の採用にあたっては、当法人の経営理念及び行動指針を共有し、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人物を採用するようにしています。

3 評価

評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格に反映しています。

4 教育・訓練

公認会計士の教育・訓練にあたっては、必要とされる適性や能力を維持し開発するため、日本公認会計士協会による継続的専門研修制度である CPD の必要単位の取得を義務付けるとともに、毎月、当法人内で集合研修（独自研修）を実施しています。

V IT 基盤

1 IT 基盤の整備状況

「セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」「セキュリティ実施手順書」に基づいて品質管理部が所管しています。当社では、マイクロソフト社のグループウェア（オフィス 365）を利用して監査資料、その他データのクラウド化で一元管理をめざしているところです。監査業務に電子監査調書システムについても前向きに検討しております。また、全職員（非常勤者も含む）に貸与又は利用をしている PC（ノート PC）の紛失による情報漏洩への対策及びリモートワーク環境整備として、クラウド環境化での利用で、物理的に PC へデータを残さない運用を実施しています。また、クラウド環境でファイルサーバ、監査データサーバ、ディレクトリサーバ等を運用し、日次でクラウドへのバックアップを実施することで、ハードウェア等の故障、自然災害等による監査データ及び管理データの消去並びにサービス停止のリスクを低減するとともに、業務を継続する体制を整備しています。コミュニケーションツール（グループウェア、オンライン会議、チャット、データ共有サイト）も積極的に活用するなど、効率的な業務時間の使い方に配慮していく方針です。

VI 財務基盤

1 サステナビリティと報酬依存度

報酬依存度に関するサステナビリティ独立性の問題で特定のクライアントに対する依存度が高い場合は、将来において監査業務を自ら辞退しなければなりません。当社で一番報酬金額が大きいクライアントに対する報酬依存度は、15%未満であり、独立性で問題となることはなく、当社の事業継続としての懸念はないものと考えております。

2 公認会計士職業賠償責任保険加入の状況

当法人は、公認会計士職業賠償責任保険に加入しております。

3 業務収入

当法人は 2025 年 3 月期における業務収入を約 5 億円計上しております。

VII 国際基盤

海外監査人とのコミュニケーション

当法人は会計事務所の国際ネットワークには加盟しておりません。しかしながら海外進出しているクライアントにはグループ監査に対応する必要があります。すなわち、監査指示書の送付だけでなく、海外の監査人とのミーティングや監査調書のレビュー等が必要不可欠なものとなってきています。当法人は、必要に応じて海外監査人と監査計画段階・監査の実施段階・監査結果のまとめ段階などそれぞれの時点で、往査やWEBなどによるビデオ会議あるいはEメールなどで海外の監査人とのコミュニケーションも円滑に進めるようにしております。

VIII 監査法人のガバナンスコードの対応状況

当法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンスコード）」を採用しています。上場企業等

を監査する監査事務所は、監査法人のガバナンスコードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することなどが義務づけられており、当法人では、その原則及び指針に基づき運用しております。

監査法人が果たすべき役割

原則 1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。

これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No	指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	理事長は、監査品質を最優先に行動することを行動指針に掲げており、常勤社員職員全員が参加する全体会議等においても、繰り返し示しています。 また、すべての社員・職員に対し、監査品質を重視する旨をメッセージとして定期的に発信しています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	すべての社員・職員が共通に保持すべき価値観を経営方針・行動指針に示しています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力・適性・業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び賞与に反映しています。

1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	職員以上が参加する周知会議では、会計監査を巡る課題や知見・経験を共有し、活発な議論を行っています。 当該会議では職位に関わらず発言できる開放的な雰囲気運営されています。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	非監査業務の経験は、会計監査の質の向上につながる知見を得る機会であり、社員・職員の貴重な育成にも役立つと考えています。 特に株式上場支援業務、積極的に取り組んでいく予定です。 また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することは人材の育成確保の観点からも重要と認識しています。 ただし、監査先への非監査業務の提供は、利益相反及び監査の独立性の観点から慎重に判断し、利益相反及び独立性に抵触する懸念がある場合には認めないようにしております。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	グローバルネットワークおよび他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営には加入していません。

組織体制（経営機能）

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

No	指針	対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	月次及び必要に応じて随時開催される理事会において、法人の経営に関する重要な決定を行い組織的な運営が行われるようにしています。
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	代表社員の互選により理事及び監事を選任し、理事・監事で構成される理事会が、重要な業務運営を審議し、決定しています。
・	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような監査上の重要な事項については、社員会又は理事会で適正な判断がなされるようにしております。また、専門家への問い合わせが必要な場合には対処できるような体制を整えています。
・	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	監査上のリスクを把握するため、クライアントのビジネス環境、及び経済環境を理解した上で、マクロ的な分析を行い、被監査会社のトップからあらゆる階層の人々と意見交換するよう指導しています。 また、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行うため、コミュニケーションのための標準様式を整えています。

・	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成に向けて、専門職員以上が参加する周知会議で情報共有や知見、経験を得る場として活用しています。 人事管理・評価等は、総務部のもと、能力、意欲が発揮できるよう体制を整備し、運用しています。
・	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーの有効活用実装化については、品質管理責任者のもと、情報管理担当が検討し実施しています。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	理事は、長年の監査実務の経験者であり、人間として幅のある代表社員により構成され、法人の組織運営に十分な機能を果たすよう選任しております。

組織体制（監督・評価機関）

原則 3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No	指針	対応状況
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	理事会及び理事を監督する機関として、監事を選任しています。監事は、理事会の運営並びに理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を公正不偏の立場で監督し、法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与することを、職責としています。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者を理事会のメンバーに入れることとしております。 理事会は月に1回の頻度で開催され、独立した立場から、当法人の業務運営等に関する重要事項について意見を述べるとともに、理事会の運営並びに理事の職務の執行について評価を行います。
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである	当法人は、大規模監査法人に比して規模が小さく、構成員も少ないため、構成員の業務内容に目が行き届く規模となっています。 さらに、監査法人の公益的な役割を果たす観点から、独立した第三者も含めた監事による監督・評価に加えて、当
・	経営機能の実効性向上に資する助言・提言	

・	組織的な運営の実効性に関する評価への関与	法人の経営機能の実効性向上に資する助言・提言、組織的な運営の実効性に関する評価、理事、監事の選任及び報酬決定について意見を交換するようにしています。また内外からの通報があった場合には理事会での議論を通じて、検証や活用方法の向上に取り組みます。クライアントのステークホルダーとの在り方についても意見を尊重するように致しております。
・	経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	
・	法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	
・	内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	
・	被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監督・評価機関である監事は、理事会に出席するとともに、すべての情報が入手でき自由な意見が述べられるようにしております。

業務運営

原則 4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。

また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No	指針	対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。 また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	経営機関である理事会の理事及び監事（社外除く）は、大会社の監査にも従事しており、現場で直接情報を入手でき、また事務所の方針を直接監査従事者にも伝達できるようにしている。また、専門職員以上が参加する周知会議においても、監査の現場からの情報等を共有するとともに、理事会等における決定事項の周知を図っています。 理事会、経営会議及び周知会議では、会計監査の品質向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っています。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。 その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人事規定とともに「人事評価マニュアル」を整備し、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しています。評価する際には、職業的懐疑心を含む品質管理への理解が重要視するようにしております。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力

		等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する社員・職員をそれぞれの監査業務に選任しています。 また、その時々が必要と考えられるテーマについて独自開発した教材に基づく集合研修（独自研修）を実施する、個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催するなど、能力開発に取り組む環境の整備に努めています。 アドバイザー業務等の非監査業務の経験は社員・職員の貴重な育成機会であると考え、会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A 支援業務、事業再生支援業務等に積極的に取り組んでいます。 また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することに賛同しています。
・	法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮しております。
・	法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	非監査業務の経験は社員・職員の貴重な育成機会であると考え、株式上場支援業務等に積極的に取り組んでいます。 また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することに賛同しています。

・	法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	人事規定とともに「人事評価マニュアル」を整備し、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しています。評価する際には、会計監査に関する専門的知識等を含めて適正に評価するようにしております。
・	法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	毎月実施する研修会は、専門要員が持ち回りで講師をするようにして新しい知識、能力を得られるような環境を整備しております
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	ビジネス環境、経済環境を理解するためにも監査従事者は、被監査会社の経営陣幹部及び監査役等と、深度あるコミュニケーションをするようにしています。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。 その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	監査事務所内外からもたらされる情報に対処するためのホットライン制度を運用しています。 なお、通報したことも含め、通報者氏名・内容等は一切開示しません。 また、通報を理由とした不利益な取扱いも行いません。

透明性の確保

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。

また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本紙「監査品質に関する報告書」を発行しています。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	本紙「監査品質に関する報告書」にて説明しています。 各項目の説明については以下のページを参照ください。
・	会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	経営指針、行動指針を参照ください。
・	法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	経営指針、行動指針を参照ください。
・	監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	経営指針、行動指針を参照ください。
・	監査法人における品質管理システムの状況	「監査に関する品質管理基準」及び「品質管理基準委員会報告第 1 号」に準拠して「監査の品質管理規程」を策定し、社会からの信頼に応えるべく、監査業務の質を合理的に確保する

		ために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び 監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを整備・運用し、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録・保存するための文書化を行っています。 監査責任者の指示・監督のもと、監査チームが実施した監査手続は、 監査責任者が査閲し、審査担当者による審査を受けます。特に重要な検討事項については、理事会で審査が要求されます。こうした体制が機能していることを品質管理責任者は監視し、必要に応じて是正措置を講じます。
・	経営機関等の構成や役割	代表社員の互選により理事及び監事を選任し、理事・監事で構成される理事会が、重要な業務運営を審議し、決定しています。
・	監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	NO3-3 参照
・	法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	NO 4 - 3 参照
・	監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	NO 2 - 2 参照
・	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	監査法人としては小規模であり、地域に貢献する法人を目指しており、規模に似合う優秀な人材構成を確保していきます。専門職員以上が参加する周知会議等の議論、研修会を通じて人材育成を図っていきます。

・	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	現在、特定の被監査会社からの報酬が総収入の15%を超える状況ではありません。
・	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	海外子会社を有する被監査会社の監査については、重要な子会社の場合は現地監査人にインストラクションを送り、その0回答結果により判断しております。
・	監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価	レビューにより指摘された事項、監事が指摘した品質管理に関する事項については改善案、それに伴う取り組み状況の報告を行います。
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	グローバルネットワークおよび他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。
・	グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	該当なし
・	グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	該当なし
・	会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	該当なし
・	会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	該当なし
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者	会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社や資本市場の参加者と意見交換を実施しています。

	等との積極的な意見交換に努めるべきである。 その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を、年1回、品質管理部にて評価しています。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	被監査会社や資本市場の参加者との意見交換により得た情報や、監事による評価の結果を、理事会等にて検討し、改善に活用しています。